

4 支給量を定める単位期間について

(1) 法律の規定

居宅生活支援費については、市町村が支給決定を行う際、居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費を支給する指定居宅支援の量（支給量）を定めることとされている（身障法第17条の5第3項、知障法第15条の6第3項、児福法第21条の11第3項）。

この場合の「月を単位として省令で定める期間」（以下「単位期間」という。）について、現段階では以下のとおりとすることを考えている。

(2) 具体的な期間

① 居宅介護、デイサービス及び短期入所

単位期間は、1か月とする。

（月をまたいでの振り替えは認めない。（例えば、ある月の利用量が決定支給量を下回った場合でも翌月に繰り越すことはできない。））

[この場合の支給量決定の例]

居宅介護1か月につき〇〇時間

② 知的障害者地域生活援助（グループホーム）

単位期間は、市町村が支給決定の際に定める支給期間とする。

[この場合の支給量決定の例]

市町村が支給期間を2年間と定めた場合、24か月の入居